

令和 8 年度第 1 四半期における専決処理（報告）

令和 8 年 9 月 9 日
原 子 力 規 制 庁

1. 趣旨

本議題は、令和 8 年度第 1 四半期における専決処理案件のうち原子力規制委員会への報告が必要な案件について、その概要を報告するものである。

2. 内容

令和 8 年度第 1 四半期においては、

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係 45件
 - 放射性同位元素等の規制に関する法律関係 12件
- の計57件について、原子力規制委員会への報告を要する専決処理を行った。

本報告の概要は別紙のとおり。また、案件ごとの具体的な処分内容については別表のとおり。

令和8年度第1四半期における専決処理案件（概要）

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係（45件）

- （1）原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の 16件 （別表1～16）
認可関係

例：志賀原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について（原第94号）（別表1）

- （2）発電用原子炉施設の長期施設管理計画の変更 2件 （別表17・18）
の認可関係

例：発電用原子炉施設長期施設管理計画の変更の認可について（九州電力株式会社玄海原子力発電所3号炉）（別表17）

- （3）核燃料物質の使用の許可又は変更の許可関係 6件 （別表19～24）

例：核燃料物質の使用の変更の許可について（一般財団法人電力中央研究所横須賀運営センター材料分析棟）（別表19）

- （4）原子炉施設等に係る型式の指定関係 1件 （別表25）

使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式の指定について（三菱重工業（MSF-24P型））（別表25）

- （5）原子炉施設等の廃止措置計画の変更の認可関係 1件 （別表26）

核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可について（一般財団法人電力中央研究所我孫子地区運営センター）（別表26）

- （6）原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価 1件 （別表27）
関係

令和7年度の原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価及びその結果の通知並びに公表について（別表27）

- （7）国際規制物資に係る計量管理規定の認可及び 13件 （別表28～40）

変更の認可関係

例： 計量管理規定の変更認可について（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所）（別表28）

（8） 東京電力福島第一原子力発電所に係る実施計画の変更の認可関係 5件 （別表41～45）

例： 処理途上水移送配管の設置（別表41）

2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係（12件）

（9） 放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係 12件 （別表46～57）

例： 放射線発生装置の使用許可申請について（許可）（KyotoAR動物高度医療センター）（別表46）

別表

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
1	原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	志賀原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(原第94号)	○令和7年12月4日付けで、北陸電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:立入制限区域の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
2		原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	志賀原子力発電所核物質防護規定の変更の認可について(原第94号)	(上記と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和8年4月6日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
3		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る審査基準等の改正を踏まえた福島第二原子力発電所核物質防護規定の変更に関する意見聴取について	○令和5年3月31日付け(令和8年2月9日付け及び令和8年4月27日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る審査基準等の改正を踏まえた変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
4		原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る審査基準等の改正を踏まえた福島第二原子力発電所核物質防護規定の変更の認可について	(上記と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和8年5月18日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
5		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	川内原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(原発本第258号)	○令和8年3月19日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:配線処理室障壁変更に伴う防護措置の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
6		原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	川内原子力発電所核物質防護規定の変更の認可について(原発本第258号)	(上記と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和8年5月29日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
7		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る審査基準等の改正を踏まえた川内原子力発電所核物質防護規定の変更に関する意見聴取について	○令和5年3月31日付け(令和8年3月24日付けで一部補正)で、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る審査基準等の改正を踏まえた変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
8		原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る審査基準等の改正を踏まえた川内原子力発電所核物質防護規定の変更の認可について	(上記と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和8年5月29日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
9		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	東海第二発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(発室発第190号)	○令和8年2月25日付けで、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:周辺防護区域の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
10		原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	東海第二発電所核物質防護規定の変更の認可について(発室発第190号)	(上記と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和8年6月1日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
11		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	泊発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(北電原第428号)	○令和8年3月25日付けで、北海道電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:入構経路変更に伴う防護措置の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
12		原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	泊発電所核物質防護規定の変更の認可について(北電原第428号)	(上記と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和8年6月10日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
13		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る審査基準等の改正を踏まえた東海第二発電所核物質防護規定の変更に関する意見聴取について	○令和5年3月31日付け(令和8年3月9日付けで一部補正)で、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る審査基準等の改正を踏まえた変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
14		原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る審査基準等の改正を踏まえた東海第二発電所核物質防護規定の変更の認可について	(上記と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和8年6月22日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
15		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗原子力工学研究所(南地区)核燃料物質使用施設等核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について(令07原機(大保)099)	○令和8年2月27日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:照射燃料集合体試験施設に係る防護措置の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
16		原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗原子力工学研究所(南地区)核燃料物質使用施設等核物質防護規定の変更の認可について(令07原機(大保)099)	(上記と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和8年6月26日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
17	発電用原子炉施設の長期施設管理計画の 変更 の認可関係	原子炉等規制法第43条の3の32第4項の規定による長期施設管理計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	発電用原子炉施設長期施設管理計画の変更の認可について(九州電力株式会社玄海原子力発電所3号炉)	○令和8年3月4日付けで九州電力株式会社から、運転開始後30年を経過した玄海原子力発電所3号炉の特定共用施設である雑固体焼却炉建屋の特別点検結果の追加に係る長期施設管理計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても長期施設管理計画の期間における発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置が適切に定められていること等を確認。 ○令和8年6月25日に認可。	高経年化審査部門
18		原子炉等規制法第43条の3の32第4項の規定による長期施設管理計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	発電用原子炉施設長期施設管理計画の変更の認可について(四国電力株式会社伊方発電所3号炉)	○令和8年3月5日付けで四国電力株式会社から、運転開始後30年を経過した伊方発電所3号炉の特定共用施設である焼却炉建屋の特別点検結果の追加に係る長期施設管理計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても長期施設管理計画の期間における発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置が適切に定められていること等を確認。 ○令和8年6月25日に認可。	高経年化審査部門

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
19	核燃料物質の 使用の許可又は 変更の許可 関係	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るもののうち重要なものを除く。)に関する こと。	核燃料物質の使用の変更の許可について(一般財団法人電力中央研究所横須賀運営センター材料分析棟)	○令和7年10月17日付け(令和8年5月18日付けで一部補正)で、一般財団法人電力中央研究所から、横須賀運営センター材料分析棟(横須賀市)における使用施設から保管廃棄施設への変更等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても使用施設等の閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和8年6月3日に許可。	研究炉等審査部門
20		原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るもののうち重要なものを除く。)に関する こと。	核燃料物質の使用の変更の許可について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	○令和7年11月28日付け(令和8年5月15日付けで一部補正)で、日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所(東海村)における貯蔵設備の最大収納量の増加等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても使用施設等の閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和8年5月25日に許可。	研究炉等審査部門
21		原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るもののうち重要なものを除く。)に関する こと。	核燃料物質の使用の変更の許可について(原子燃料工業株式会社東海事業所)	○令和7年11月11日付けで、原子燃料工業株式会社から、東海事業所(東海村)における高圧ガス貯蔵エリアの廃止等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、当該設備の廃止が既許可の安全設計に影響を与えるものではないこと等を確認。 ○令和8年5月15日に許可。	研究炉等審査部門
22		原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るもののうち重要なものを除く。)に関する こと。	核燃料物質の使用の変更の許可について(株式会社藤井製作所千葉工場)	○令和7年7月29日付け(令和8年4月15日付けで一部補正)で、株式会社藤井製作所から、千葉工場(白井市)における貯蔵容器の追加等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても貯蔵施設の閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和8年5月1日に許可。	研究炉等審査部門
23		原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るもののうち重要なものを除く。)に関する こと。	核燃料物質の使用の変更の許可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所)	○令和7年8月25日付け(令和8年3月31日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所(東海村)におけるブルトニウム燃料第三開発室の無停電電源装置の共用化等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても使用施設等の閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和8年4月24日に許可。	研究炉等審査部門
24		原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るもののうち重要なものを除く。)に関する こと。	核燃料物質の使用の変更の承認について(大阪大学放射線科学基盤機構附属ラジオアイソトープ総合センター(豊中分館))	○令和7年3月24日付け(令和8年3月30日付けで一部補正)で、国立大学法人大阪大学から、放射線科学基盤機構附属ラジオアイソトープ総合センター(豊中分館)(豊中市)における電気化学測定装置の設置等に係る使用変更承認申請あり。 ○審査の結果、変更後においても使用施設等の閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和8年4月24日に承認。	研究炉等審査部門

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
25	原子炉施設等に 係る型式の指定 関係	原子炉等規制法第43条の26の3第1 項の規定による型式の指定(重要なも のを除く。)に関すること。	使用済燃料貯蔵施設に係る特定 容器等の型式の指定について (三菱重工(MSF-24P型))	○令和8年1月13日付け(令和8年3月13日付けで一部補正)で、三菱重工株式会社から、使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等(金属キャスク)の型式の指定の申 請あり。 ○審査の結果、特定容器等の設計仕様等が型式証明(M-DPC24001、令和6年12 月25日)の記載と整合していること、「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規 則」のうち金属キャスクの技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和8年4月3日に型式指定。	核燃料施設審査部門
26	原子炉施設等 の廃止措置計 画の 変更 の認 可関係	原子炉等規制法第57条の5第2項の 規定による使用者の廃止措置計画の 認可(第57条第1項の規定により保安 規定を定めなければならない者に係 るものを除く。)に関すること。	核燃料物質の使用に係る廃止措 置計画の認可について(一般財 団法人電力中央研究所我孫子地 区運営センター)	○令和7年10月1日付け(令和8年4月10日付けで一部補正)で、一般財団法人電力 中央研究所から、我孫子地区運営センター(我孫子市)における廃止措置計画の認 可申請あり。 ○審査の結果、廃止措置対象施設の核燃料物質による汚染の除去の方法、廃止 措置の工程等が基準に適合していることを確認。 ○令和8年5月1日に認可。	研究炉等審査部門
27	原子力規制検 査の結果に基づ く総合的な評定 関係	原子炉等規制法第61条の2の2第7項 の規定による原子力規制検査の総合 的な評定に関すること。	令和7年度の原子力規制検査の 結果に基づく総合的な評定及び その結果の通知並びに公表につ いて	○令和7年度に実施した原子力規制検査の結果に基づき、原子力事業者等の検査 の実施や保安の措置等の安全活動について、総合的な評定を実施。 ○これらの事業者(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所を 除く)は、年間を通じて第1区分(検査指摘事項なし又は検査指摘事項が確認された が、重要度及び深刻度が「緑、SLⅣ」以下)であり、「パフォーマンスの劣化が生じて も自律的な改善が見込める状態」と評価。 ○東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所は、7号機について、 一定の期間、対応区分は第2区分であったが、追加検査の結果、全号機について、 パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価し、対 応区分を第1区分に変更。その後、同発電所は、第4四半期が第2区分(重要度及び 深刻度が「白、SLⅢ」)であったため、「活動目的は満足しているが、事業者が行う安 全活動に軽微な劣化がある状態」と評価。 ○令和8年5月20日に評定。	検査監督総括課
28	国際規制物資に 係る計量管理規 定の 認可及び 変更の認可関係	原子炉等規制法第61条の8第1項の 規定による国際規制物資使用者以外 に係る計量管理規定の認可及び変更 の認可(重要なものを除く。)に関する こと。	計量管理規定の変更認可につい て(国立研究開発法人日本原子 力研究開発機構原子力科学研究 所)	○令和8年1月14日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、国 際規制物資の使用等に関する規則の改正等に伴う、原子力科学研究所(東海村) の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理規定において、規則改正に伴う条項番号等が適切に変更 されていること等を確認。 ○令和8年6月25日に認可。	保障措置部門
29		原子炉等規制法第61条の8第1項の 規定による国際規制物資使用者以外 に係る計量管理規定の認可及び変更 の認可(重要なものを除く。)に関する こと。	計量管理規定の変更認可につい て(株式会社住田光学ガラス浦 和工場)	○令和8年5月11日付けで、株式会社住田光学ガラスから、国際規制物資の使用等 に関する規則の改正等に伴う、浦和工場(さいたま市)の計量管理規定の変更認可 申請あり。 ○審査の結果、計量管理規定において、規則改正に伴う条項番号等が適切に変更 されていること等を確認。 ○令和8年6月15日に認可。	保障措置部門

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
30		原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可(重要なものを除く。)に関する こと。	計量管理規定の変更認可について(古河機械金属株式会社技術統括本部開発部(つくば))	○令和8年3月6日付けで、古河機械金属株式会社から、事業所名称の変更及び国際規制物資の使用等に関する規則の改正等に伴う、技術統括本部開発部(つくば)(つくば市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理規定において、事業所名称及び規則改正に伴う条項番号等が適切に変更されていること等を確認。 ○令和8年6月15日に認可。	保障措置部門
31		原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可(重要なものを除く。)に関する こと。	計量管理規定の変更承認について(東京大学大学院工学系研究科原子力国際専攻共同施設)	○令和7年7月25日付けで、国立大学法人東京大学から、国際規制物資の使用等に関する規則の改正等に伴う、東京大学大学院工学系研究科原子力国際専攻共同施設(文京区)の計量管理規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、計量管理規定において、規則改正に伴う条項番号等が適切に変更されていること等を確認。 ○令和8年6月3日に承認。	保障措置部門
32		原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可(重要なものを除く。)に関する こと。	計量管理規定の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所)	○令和8年1月14日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、国際規制物資の使用等に関する規則の改正等に伴う、福島第一原子力発電所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理規定において、規則改正に伴う条項番号等が適切に変更されていること等を確認。 ○令和8年6月3日に認可。	保障措置部門
33		原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可(重要なものを除く。)に関する こと。	計量管理規定の変更認可について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	○令和8年2月6日付けで、九州電力株式会社から、川内原子力発電所第1号機及び第2号機の使用済燃料ピットの共用化等に伴う、川内原子力発電所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理規定において、使用済燃料ピットの共用化等に伴う記載が適切に変更されていること等を確認。 ○令和8年5月26日に認可。	保障措置部門
34		原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可(重要なものを除く。)に関する こと。	計量管理規定の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所)	○令和8年1月14日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、国際規制物資の使用等に関する規則の改正等に伴う、福島第二原子力発電所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理規定において、規則改正に伴う条項番号等が適切に変更されていること等を確認。 ○令和8年5月26日に認可。	保障措置部門
35		原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可(重要なものを除く。)に関する こと。	計量管理規定の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	○令和8年1月14日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、国際規制物資の使用等に関する規則の改正等に伴う、柏崎刈羽原子力発電所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理規定において、規則改正に伴う条項番号等が適切に変更されていること等を確認。 ○令和8年5月26日に認可。	保障措置部門

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
36		原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可(重要なものを除く。)に関する こと。	計量管理規定の変更認可について(三菱電機株式会社 電子通信システム製作所)	○令和8年3月30日付けで、三菱電機株式会社から、計量管理責任者の役職名称の変更等に伴う、電子通信システム製作所(尼崎市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理規定において、計量管理責任者の役職名称等が適切に変更されていること等を確認。 ○令和8年5月25日に認可。	保障措置部門
37		原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可(重要なものを除く。)に関する こと。	計量管理規定の変更認可について(独立行政法人造幣局研究所)	○令和8年3月30日付けで、独立行政法人造幣局から、事業所名称の変更及び国際規制物資の使用等に関する規則の改正等に伴う、研究所(大阪市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理規定において、事業所名称及び規則改正に伴う条項番号等が適切に変更されていること等を確認。 ○令和8年5月21日に認可。	保障措置部門
38		原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可(重要なものを除く。)に関する こと。	計量管理規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗原子力工学研究所(南地区))	○令和8年1月22日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、国際規制物資の使用等に関する規則の改正等に伴う、大洗原子力工学研究所(南地区)(大洗町)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理規定において、規則改正に伴う報告書名称等の変更、照射燃料集合体試験施設における未照射核燃料物質の取扱いに伴う変更等が適切に変更されていること等を確認。 ○令和8年5月11日に認可。	保障措置部門
39		原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可(重要なものを除く。)に関する こと。	計量管理規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗原子力工学研究所(北地区))	○令和8年1月22日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、国際規制物資の使用等に関する規則の改正等に伴う、大洗原子力工学研究所(北地区)(大洗町)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理規定において、規則改正に伴う条項番号等が適切に変更されていること等を確認。 ○令和8年5月1日に認可。	保障措置部門
40		原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可(重要なものを除く。)に関する こと。	計量管理規定の変更認可について(株式会社藤井製作所千葉工場)	○令和7年7月2日付けで、株式会社 藤井製作所から、国際規制物資の使用等に関する規則の改正等に伴う、千葉工場(白井市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理規定において、規則改正に伴う条項番号等が適切に変更されていること等を確認。 ○令和8年4月3日に認可。	保障措置部門
41	東京電力福島第一原子力発電所に係る実施計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する こと。	処理途上水移送配管の設置	○令和7年7月29日付け(令和8年3月24日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、処理途上水移送配管の設置に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、漏えいリスクの低い材料や接続方法を使用すること、漏えいが発生し得るフランジ接続箇所は漏えい検知が可能な堰内等に設置することなど適切な漏えい防止対策及び汚染拡大防止対策を講じることにより、敷地周辺の線量を達成できる限り低減する設計としていることなどを確認。 ○令和8年4月3日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
42		原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	放射性物質分析・研究施設第2棟の機器仕様見直し	○令和7年8月8日付け（令和8年3月31日付けで一部補正）で、東京電力ホールディングス株式会社から、放射性物質分析・研究施設第2棟の機器仕様見直しに係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、換気空調設備の一部の仕様を変更した場合でも、既認可と同様に、適切に放射性気体廃棄物を処理・管理することにより、敷地周辺の線量を達成できる限り低減する設計としていることなどを確認。 ○令和8年4月9日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
43		原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	2号機使用済燃料プールからの燃料取り出し	○令和7年4月30日付け（令和8年4月14日付けで一部補正）で、東京電力ホールディングス株式会社から、2号機使用済燃料プールからの燃料取り出しに係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、2号機燃料の取り出し作業における構内用輸送容器の取扱方法等を踏まえても、構内用輸送容器の安全機能は確保されることなどから、2号機燃料の輸送時においても確実に臨界未満が維持され、適切に遮蔽や冷却ができること、また、取り出した燃料は共用プールで貯蔵できることなどを確認。 ○令和8年4月21日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
44		原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	固体廃棄物貯蔵庫第11棟の設置	○令和7年8月8日付け（令和8年5月12日付けで一部補正）で、東京電力ホールディングス株式会社から、固体廃棄物貯蔵庫第11棟の設置に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、固体廃棄物貯蔵庫第11棟を設置することにより、2035年度末時点の固体廃棄物の想定発生量に対して十分な保管容量が確保できること、また、建屋の躯体による遮蔽や表面線量率に応じた貯蔵容器の適切な配置により敷地周辺の線量を達成できる限り低減する設計としていることなどを確認。 ○令和8年5月18日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
45		原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	雨水処理設備の一部撤去	○令和7年12月1日付け（令和8年6月12日付けで一部補正）で、東京電力ホールディングス株式会社から、雨水処理設備の一部撤去に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、雨水処理設備の一部撤去について、撤去後も、想定される堰内雨水の発生量に対して十分な貯留容量及び処理能力が確保されることなどから、敷地周辺の線量を達成できる限り低減する設計としていることを確認。 ○令和8年6月25日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
46	放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係	放射性同位元素等規制法第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射線発生装置の使用許可申請について(許可) (KyotoAR動物高度医療センター)	○令和7年12月18日付けで、株式会社京都動物高度医療センターからKyotoAR動物高度医療センター(久御山町)における放射線発生装置の使用許可申請あり。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和8年4月9日に許可。	放射線規制部門
47		放射性同位元素等規制法第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射線発生装置の使用許可申請について(許可) (トヨタ自動車株式会社本社工場)	○令和7年10月20日付け(令和8年3月20日付け一部補正)で、トヨタ自動車株式会社からトヨタ自動車株式会社本社工場(豊田市)における放射線発生装置の使用許可申請あり。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和8年4月20日に許可。 ※令和8年5月19日、施行前に書面上の誤記を修正するため再起案。	放射線規制部門
48		放射性同位元素等規制法第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の使用許可申請について(許可) (東名古屋画像診断クリニック)	○令和8年4月17日付け(令和8年5月21日付け及び令和8年5月22日付け一部補正)で、医療法人名古屋放射線診断財団から東名古屋画像診断クリニック(名古屋市中種区)における放射性同位元素及び放射線発生装置の使用許可申請あり。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和8年5月29日に許可。	放射線規制部門
49		放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(許可) (あいちシンクロトン光センター)	○令和8年1月16日付け(令和8年2月25日付け一部補正)で、公益財団法人科学技術交流財団からあいちシンクロトン光センター(瀬戸市)において、放射線発生装置の使用施設の増設等に伴う変更許可申請あり。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和8年4月9日に許可。	放射線規制部門
50		放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(許可) (総合病院国保旭中央病院)	○令和7年12月10日付けで、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院から総合病院国保旭中央病院(旭市)において、放射性同位元素の廃棄施設の増設等に伴う変更許可申請あり。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和8年4月9日に許可。	放射線規制部門
51		放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(許可) (東京共済病院)	○令和8年3月9日付け(令和8年4月14日付け一部補正)で、国家公務員共済組合連合会から東京共済病院(目黒区)において、放射線発生装置の更新等に伴う変更許可申請あり。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和8年5月21日に許可。	放射線規制部門

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
52		放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の承認使用に係る変更承認申請について(承認) (大阪大学核物理研究センター)	○令和7年12月26日付け(令和8年4月27日付け一部補正)で、国立大学法人大阪大学から大阪大学核物理研究センター(茨木市)において、放射線発生装置1台の増設等に伴う変更承認申請あり。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和8年5月21日に承認。	放射線規制部門
53		放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(許可) (独立行政法人国立病院機構東京医療センター)	○令和8年4月3日付け(令和8年4月14日付け及び令和8年5月18日付け一部補正)で、独立行政法人国立病院機構から独立行政法人国立病院機構東京医療センター(目黒区)において、放射線発生装置の更新等に伴う変更許可申請あり。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設及び貯蔵施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和8年6月3日に許可。	放射線規制部門
54		放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射性同位元素の許可使用に係る変更許可申請について(許可) (一般財団法人電力中央研究所横須賀運営センター)	○令和7年9月1日付け(令和7年10月10日付け及び令和8年4月3日付け一部補正)で、一般財団法人電力中央研究所から一般財団法人電力中央研究所横須賀運営センター(横須賀市)において、放射性同位元素の使用施設の増設等に伴う変更許可申請あり。 ○審査の結果、放射性同位元素の使用に当たって、使用施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和8年6月10日に許可。	放射線規制部門
55		放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(許可) (3GeV高輝度放射光施設(NanoTerasu))	○令和8年2月9日付け(令和8年4月13日付け一部補正)で、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構から3GeV高輝度放射光施設(NanoTerasu)(仙台市青葉区)において、放射線発生装置の使用施設の増設に伴う変更許可申請あり。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和8年6月15日に許可。	放射線規制部門
56		放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(許可) (PDRファーマ株式会社千葉工場)	○令和8年1月16日付け(令和8年4月6日付け及び令和8年5月27日付け一部補正)で、PDRファーマ株式会社からPDRファーマ株式会社千葉工場(山武市)において、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用施設の増設等に伴う変更許可申請あり。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和8年6月15日に許可。	放射線規制部門
57		放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(許可) (兵庫医科大学病院)	○令和8年3月27日付け(令和8年6月1日付け及び令和8年6月15日付け一部補正)で、学校法人兵庫医科大学から兵庫医科大学病院(西宮市)において、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用施設の増設等に伴う変更許可申請あり。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和8年6月26日に許可。	放射線規制部門